橿原市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年３月31日条例第17号）

最終改正:令和7年3月31日条例第17号

改正内容:令和7年3月31日条例第17号［令和7年4月1日］

〇橿原市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

平成27年３月31日条例第17号

改正

平成29年９月29日条例第23号

令和7年3月31日条例第17号

橿原市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第５項の規定に基づき、包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）　包括的支援事業　法第115条の46第１項に規定する包括的支援事業をいう。

（2）　地域包括支援センター　法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センターをいう。

（3）　第１号被保険者　法第９条第１号に規定する第１号被保険者をいう。

（包括的支援事業の基本方針）

第３条　地域包括支援センターは、次条第１項に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、介護保険の各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第２項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、介護保険の各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

（地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数）

第４条　１の地域包括支援センターが担当する区域における第１号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数（地域包括支援センター運営協議会（橿原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年橿原市条例第23号）別表に規定する橿原市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下「協議会」という。）が第１号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。

（1）　保健師その他これに準ずる者　１人

（2）　社会福祉士その他これに準ずる者　１人

（3）　主任介護支援専門員（介護支援専門員であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第１項第１号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して５年を経過した者にあっては、修了日から起算して５年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第２号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）その他これに準ずる者　１人

２　前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を１の区域として、当該区域内の第１号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の１の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の１の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから２人とする。

３　第１項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に１の地域包括支援センターを設置することが必要であると協議会において認められた場合の当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第１号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第１号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
おおむね1,000人未満	第１項各号に掲げる者のうちから１人又は２人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第１項各号に掲げる者のうちから２人（うち１人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第１項第１号に掲げる者１人及び専らその職務に従事する常勤の同項第２号又は第３号に掲げる者のいずれか１人

（適切、公正かつ中立な運営の確保）

第５条　地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

附　則

この条例は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成29年９月29日条例第23号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第4条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員には、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号。以下「平成29年改正省令」という。）附則第2条第1項及び第2項の規定により介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員に該当することとなる者並びに平成29年改正省令附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる平成29年改正省令による改正前の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)（平成29年改正省令附則第3条の規定による改正前の介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）附則第3条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する主任介護支援専門員を含むものとする。

附　則（令和7年3月31日条例第17号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。